



森林所有者の皆さまへ

ご存知ですか？ 間伐支援制度が変わりました

今までは、個々の森林施業を網羅的に支援

平成23年からは、面的なまとまりをもって持続的な森林経営を実施する方を直接支援

採択要件

- ・森林施業計画の認定を受けた方
- ・市町村長と協定締結した方
- ・特定間伐等促進計画の事業主体
- ・公的森林整備として行うもの

変更

採択要件

- ・森林施業計画の認定を受けた方 (H24年度以降 森林経営計画策定者)
- ・集約化実施計画の対象森林
- ・特定間伐等促進計画の事業主体

※ H23年度は、集約化実施計画と、森林施業計画または特定間伐等促進計画
 H24年度は、森林経営計画または集約化実施計画と森林施業計画または特定間伐等促進計画



©かみかみさん

施業を集約化し、搬出等をする場合の補助事業 (国庫事業)

作業種	対象林齢	作業内容	事業規模	伐採率	補助事業の内容
間伐	～60年生	不用木、不良木の除去、搬出集積	0.1ha以上/施行地	30%	全ての作業種において事前計画を提出および、集約化実施計画の承認を受け、かつ特措法に基づく特定間伐等促進計画の事業主体に位置付けられた方、または森林施業計画の認定を受けた方 ※H24年度以降は「森林経営計画」の策定者 ○ 1申請ごとに必要な面積 5ha以上 ○ 補助率 68%
更新伐	～90年生	不用木、不良木の除去、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積	※集約化実施計画当たりの面積が、年間5ha以上かつ平均搬出材積が10m ³ /ha以上		
除伐	～25年生	A:下刈りが終了した人工林で行う不用木、不良木の除去 B:不良木の除去(初回切捨間伐)	0.1ha以上/施行地	A 規定無し B 30%	① 森林施業計画の認定を受けた方 ○ 1申請ごとに必要な面積 0.1ha以上 ○ 補助率 68% ② その他※H24年度以降は「森林施業計画の認定を受けた方、または森林経営計画」の策定者 ○ 1申請ごとに必要な面積 0.1ha以上 ○ 補助率 36%(H24年度以降の補助率は68%)

次のような補助事業もあります

ご自分で所有林の手入れをする場合の補助

- 緊急間伐総合支援事業 (市・県事業) ※補助の申し込み先：森林組合
【内容】切捨間伐、搬出間伐、作業道について支援
【補助率】定額 切捨間伐75,000円/ha、搬出間伐213,000円/ha、作業道1,200円～3,000円/m (各種補助額には、香美市の補助金分を含んでいます)
- 自伐林家等支援事業 (県事業) ※補助の申し込み先：森林組合
【内容】自己所有林を自ら実施する、小口素材搬入、切捨間伐、搬出間伐、作業道について支援
【補助率】定額 小口素材搬入2,000円～6,000円/m² (森林組合)、切捨間伐55,000円/ha、搬出間伐183,000円/ha、作業道500円～1,500円/m (自伐林家等)

その他の補助事業

- 森林整備加速化事業 (国庫事業)
【内容】材齢が11年生以上で、6年間以上手入れをしていない人工林で行う間伐、作業道開設
【補助率】条件により補助率が変わりますので、お問い合わせください。
- みどりの環境整備支援事業 (森林環境税)
【内容】11～35年生の人工林の切捨間伐 (造林事業、緊急間伐総合支援事業、自伐林家等支援事業と併用)
【補助率】定額 除間伐29,000円/ha～50,000円/ha



©かみかみさん

問い合わせ先

高知県林業振興・環境部 林業改革課 (間伐担当) ☎088-821-4602
 中央東林業事務所 ☎53-0655
 香美森林組合 ☎59-2004 物部森林組合 ☎58-3115

検査対象者

高知県内に住民登録または外国人登録をしており、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方。
 ※これまでに健康診断や医療機関で肝炎ウイルス検査を受けた方は除きます。

期間 平成24年1月31日まで

検査料 無料

場所 受託医療機関および特定健診

市内の受託医療機関

間崎病院・びらふ診療所・前田メディカルクリニック
 村上内科循環器科・安岡クリニック・田所胃腸科内科
 宇賀外科循環器科・坂本内科・小松内科・同仁病院
 佐野内科リハビリテーションクリニック
 岩河整形外科・楠目循環器科内科眼科・市立大橋診療所
 ※市外で検査ができる医療機関についてはお問い合わせください。

受診方法

事前に医療機関に電話予約し、身分証明書(健康保険証・運転免許証など)を当日持参してください。
 特定健診で検査される方は、問診で肝炎ウイルス検査を希望されることをお伝えください。

次の項目に該当される方は
 ぜひ一度肝炎ウイルス検査を！
 該当箇所の口にチェック☑をしましょう。

- 年齢が40歳以上の方(予防接種などで注射器の連続使用が実施されていた年代のため)
- 平成6年以前に、フィブリノゲン製剤を投与されたことがある
- 平成4年以前に、輸血を受けたことがある
- 大きな手術を受けたことがある
- 長期にわたって血液透析を受けている
- 臓器移植を受けている
- 薬物などの注射のまわし打ちをしたことがある
- 入れ墨やピアスの穴を開けたことがある
- 血液凝固因子製剤の投与を受けたことがある
- 過去に健康診断などで「肝機能異常」と指摘されたことがある



肝炎ウイルス検査のお知らせ

C型肝炎、B型肝炎を主とするウイルス性肝炎は、国内最大の感染症の一つです。過去に気づかないうちに感染しているおそれがあり、放っておくと肝硬変や肝臓がんなどへ進行する危険があります。
 現在、B型とC型の肝炎ウイルス検査を、県内の受託医療機関または香美市が行っている集団での特定健診と同時に検査した場合、検査料金無料で受診できます。

医療費の助成があります

受託医療機関および特定健診と同時に検査した場合、いずれも検査を受け、感染していることがわかり、治療が必要になった場合は医療費助成が行われています。

問い合わせ先

中央東福祉保健所 ☎53-3171
 健康介護支援課 保健支援班 ☎52-9282